

市民まちづくり講座番外編 **市民と議員の意見交換会**

**「改革」掲げた市議会、どう変わったか？**

年内の市民まちづくり講座は11月の第26回「市民参画システムの検証」で終了し、講座は来年2月から再開します。年明け1月は、まちづくり講座の番外編として「市民と議員の意見交換会」を1月30日（土）午後1時30分から明石市議会議員等を招いて開催します。

明石市議会は2010年施行した自治基本条例に続き、2014年4月に議会基本条例を施行し、議会活性化と市民のために開かれた議会の実現を目的に掲げました。市民に対する説明責任を果たすことや政策立案と政策提言を積極的に行い、多様な市民意見を市政に反映させる議会運営に努めることも「議会活動の原則」に明記されています。また、議会が「言論の府」であることや「合議体」であることを認識し、議員相互の自由な討議を重視して合意形成に努める原則も掲げています。

こうした目標は近年やや迷走気味になっていましたが、昨年4月の改選後に登場した大西洋紀議長らは「議会改革」を掲げ、同じ目標を掲げた会派もいくつか生まれました。今年初めからは新型コロナウイルスの影響もあって変則的な議会運営も行われざるを得ない状況もありましたが、明石市議会の議会改革はどう進んだのか？ 市民と議員がひざを交えて語り合う機会を設けます。

**日時** 2021年1月30日（土）午後1時30分～4時30分  
**会場** ウィズあかし8階 市民活動支援センター・フリースペース（アスピア明石8階）  
**テーマ** **明石市議会はどう変わったか？ コロナ禍にどう対応したか？**  
 改選後2年を経た明石市議会議員を招き、市民と意見交換の場をつくります  
 ※資料代300円。事前申し込みは不要。どなたでも参加できます。当日会場にお越しください。

明石市議会（定数30）は昨年4月の改選で現職10人が引退（欠員1含む）した中で、元職1人を含めて10人の新顔が選ばれ、3分の1が入り替わりました。また女性議員が明石市議会史上最多の9人に増えて、自民党真誠会を除いてすべての会派に女性議員を擁することになりました（昨年5月時点）。2番目に大きい公明党は半数の3人が女性という全国の公明党議員団としても出色の陣容になりました。

こうした背景のもとで昨年5月に行われた正副議長選挙では、公明党を含めた3～6人の4つの会派が結束し

て最小会派の未来明石・大西洋紀氏を議長に選出し、副議長もフォーラム明石の宮坂祐太氏を選出しました。明石市議会は長年、最大会派の真誠会（現在は自民党真誠会）と公明党等による圧倒的多数会派が議会運営の主導権を握ってきたが、その体制が崩れ、4会派は「議会運営のひずみを是正し、正常化をめざす」としてきた。

しかし、これという改革の成果は見いだせないまま、今年5月の役員改選では4派連合は崩れ、最大会派の自民党真誠会と第2会派の公明党が正副議長を回復しています。

**市民まちづくり連続講座 in 明石** 2021年の講座開催計画

回	日時	テーマと内容	会場
27	2月20日(土)	明石の飲料水はどくなる—琵琶湖導水を考える（仮題）	ウィズあかし8階フリースペース
28	3月 日程未定	まちの緑を考える—SDGs推進と工場緑地面積率の緩和	ウィズあかし8階予定

# 住民投票がなぜ「究極の市民参画」か？

## 「市民発意」なき上からの住民投票との違いは、どこにあるのか

大阪市を廃止して4つの特別区に再編するという、大阪維新の看板政策だったいわゆる「大阪都構想」をめぐる住民投票が11月1日に再度行われ、2度にわたる「政党主導の住民投票」がいずれも反対多数によって潰えた。大阪の住民投票は、政党という政治集団が“看板政策”を実現するために政権を動かして特別法を制定し、政党間の多数派工作によって短期間に2度も行われた特異な「住民投票」だった。結果的には「大阪市の廃止に反対」する住民意思によって地方自治の後退を防ぐことはできたが、260万市民は賛否で2分された。

明石市が2010年に施行した自治基本条例に制定を明記した「常設型住民投票」制度は、市民の市政への参画という点では「究極の市民参画」と言われる。2つの住民投票は、どこに違いがあるのか。あらためて整理しておきたい。

### 「住民投票」のいろいろ

ひと口に「住民投票」と言っても、その種類は幾つかあり、性格が大きく異なる。

憲法にも住民投票の規定がある。95条の規定は、特定の自治体のみにも適用される特別法は、当該自治体の住民投票で過半数の賛成を得なければ制定できない。1950年前後に行われた神戸国際港都建設法や首都建設法、広島平和記念都市建設法などの例がある。

地方自治法の直接請求にのうち、議会の解散や議員、首長の解職（リコール）も住民の請求によって住民投票が行われて成立する。

市町村合併の合併特別法に基づく住民投票も、2000年代初頭の「平成の大合併」で盛んに行われた。この場合は、市町村長が発議して住民投票を実施する場合と、住民が署名を集めて住民投票の実施を請求する場合がある。

### 政策決定に際して住民意思を確認する手段

重要な政策を決定する際に住民の意思を確認するために行われる住民投票は、住民の直接請求に基づく場合のほか、首長や議会が発議して行われる。

原発の設置や産廃処分場の設置について住民運動の中で請求し行われることが多く、最近では市庁舎の建て替え、道路建設など公共施設をめぐる住民投票も多い。

地方自治、住民自治の先進地である欧米では、通常の選挙の際に、併せて住民投票も実施することが多い。大きな投票用紙に賛否を問う政策がずらりと記載され、住民は選挙の投票と同時に個々の政策についてもチェックし、「間接民主主義」制度である選挙と、「直接民主主義」制度である個々の政策に対する住民投票をごく自然に行使していく。

選挙で一定の権限を委ねる首長や議員を選ぶとともに、住民投票では個々の政策への主権者の意思を行使していく仕組みが、政治と行政の仕組みに定着していると言える。

### 住民投票を特別視する土壌？

明石市議会の住民投票条例案審議の過程で際立った議論が幾つかある。

一つは「安易に使われると、無駄な費用がかかる」「利用を限定するべきだ」「安易に使えないようにするべきだ」など、住民投票を発議するハードルを高くすることを主張する意見だ。

そうした意見の具体化が「署名数の請求要件8分の1は低すぎる」「署名期間は短くてもよい」「署名に責任感を持つために押印は不可欠」につながった。

より直截な意見は「選挙で選ばれた議員がいるのに、多額の費用をかけて市民の意向を聞く必要はない」。要するに、選挙で選ばれた市民の代表である議員に任せておけばいいという、市民参画否定論に近い感覚だ。

### 明石の住民投票 65年前の輝かしい教訓

明石市には65年前に、輝かしい住民投票の教訓があった。

戦後10年経った1955年1月23日に行われた、神戸市との合併をめぐる住民投票である。戦後、神戸市は国際的な大港都建設をめざし、周辺地域を次々に合併し、明石市にも合併の手が伸びた。明石市も西部地区を次々に合併していたが、財政的に厳しい中で神戸市との合併を望む勢力も広がり、厳しい財政力も手伝って合併を当然の成り行きとみる勢力と、明石のまちの名前を残したいという勢力の対立で紛糾した。

そんな中、市議会の合併中立派の議員から緊急提案された住民投票が実施された。神戸市も含めて大方の予想は「合併賛成で決まる」だったが、投票結果は大差で合併反対票が上回り賛成票の3倍強、2万票余りの大差がついて合併は打ち切りになった。

市長は辞表を提出し、神戸市との合併問題はピリオドを打った。行政と議会の動きと正反対の結果が、住民意思で生まれて、今日の明石市が存続した。